

やまがた雪文化マイスター認定事業実施要綱

(目 的)

第1条 やまがたの未来を担う子ども達に、雪国の文化や冬の楽しさを伝える人材を「やまがた雪文化マイスター」(以下、「マイスター」という。)として認定し、活動の普及促進を図るとともに、雪に親しむ気運の醸成を推進することにより、雪に対する発想の転換を促していく。

(認定対象)

第2条 次の各号に掲げるいずれかの活動に取り組む個人又は団体を認定の対象とする。ただし、教育機関、公立の施設、営利を主目的とする団体及び活動については、対象外とする。

(1) 体験活動を実施するもの

イ 雪国の暮らしを支えた伝統的な民具や、雪国ならではの民芸品等の作成体験活動を行うもの。

ロ 雪国ならではの暮らしや、雪国の伝統的な習俗の体験活動等を行うもの。

(2) 学習機会を提供するもの

イ 雪国の歴史や文化、民話等について、学習の機会を提供するもの。

ロ 雪の降り方や積もり方、天候の読み方や雪の種類等、雪国の気象科学について学習の機会を提供するもの。

(3) 冬のアクティビティを実施するもの

雪遊びや冬ならではの自然体験活動等を実施し、雪に親しみ、冬の魅力に触れる機会を提供する活動を行うもの。(ただし、競技力の向上を目的としたウインタースポーツの実施は対象外とする。)

(候補者の募集)

第3条 知事は、マイスターの候補者を募集する。募集方法は、次の号のいずれかによる。

(1) 公募

(2) 山形県教育委員会・市町村・市町村教育委員会からの推薦

2 前項第1号により、マイスターの認定を申請しようとする者は、やまがた雪文化マイスター認定申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添え、知事に提出するものとする。

3 第1項第2号により、マイスターの候補者を推薦しようとする者は、やまがた雪文化マイスター認定推薦書(別記様式第2号)に必要な書類を添え、知事に提出するものとする。

(認 定)

第4条 知事は、候補者の中から、次項に定める認定基準を満たす者について審査のうえ、マイスターを認定する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

2 マイスターの認定基準は、次のとおりとする。

(1) 山形県内に居住し、又は拠点があり、第2条に規定する認定の対象となる活動(以下、「認定対象活動」という。)に取り組んでいること。

- (2) 認定対象活動について、子ども達に対して実施することに意欲と資質を有し、自発的にあるいは、依頼者からの要請に応じて、継続的に活動できること。
 - (3) 雪に親しむ気運醸成のために県や市町村が実施する事業に協力が可能であること。
 - (4) 認定対象活動に取り組んだ実績が、3年以上あること。(第2条第3号に定める「冬のアクティビティ」に係る活動のみ。)
 - (5) マイスターの認定を申請した時点で、満20歳以上であること。(個人のみ。)
- 3 知事は、マイスターの認定の適否を決定したときは、やまがた雪文化マイスター認定証(別記様式第3号)又はやまがた雪文化マイスター非該当通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(マイスターの情報公開等)

- 第5条 知事は、マイスターの活動の普及促進を図るため、認定されたマイスターの情報や、活動の実施状況について、県ホームページへの掲載等により、一般に公表するものとする。
- 2 マイスターは、認定証を交付された日から、認定を受けた内容に変更が生じたときは、認定情報変更報告書(別記様式第5号)により、速やかに知事に報告するものとする。

(活動内容等)

- 第6条 マイスターは、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) マイスター自らが企画し、実行する活動
 - (2) マイスターの協力を希望する者からの依頼に基づく活動
 - (3) 県や市町村が実施する、雪に親しむ気運醸成を目的とした事業への協力
- 2 マイスターは、活動の実施に際して、参加者の安全対策や、事故が起きた場合の補償(保険への加入等)について十分に配慮するものとする。

(活動経費)

- 第7条 マイスターは、前条第2項の保険料をはじめ、活動の実施に要する経費について、参加料金等として徴収することができるものとする。

(活動報告)

- 第8条 マイスターは、知事から求めがあった場合、活動実施状況等について知事に報告するものとする。

(認定の取り消し)

- 第9条 知事は、マイスターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。
- (1) 死亡した場合又は本人からの辞任の申出があった場合
 - (2) 第4条に規定する認定基準を満たさなくなった場合
- 2 知事は、認定を受けた者がマイスターとしてふさわしくないと認めるときは、マイスターの認定を取り消すことができる。

(書類の提出)

第10条 この要綱の定めによる知事への提出書類は、山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。